

第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成24年9月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成24年9月19日

大阪府教育委員会

○予算案

平成24年度大阪府一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係分）

○事件議決案

動産買入れの件（CAD・CAMレーザー加工機）

○条例案

- 1 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例制定の件
- 2 大阪府附属機関条例等一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

教育委員会 平成24年度 9月補正予算案の主要概要

一般 会計	平成24年度9月補正予算額	429万9千円
	平成24年度現計予算額	5,716億1,310万2千円
	平成24年度9月補正後予算額	5,716億1,740万1千円

事業名	補正予算額 現計予算額 補正後予算額	摘要
文化財調査事務所運営費	429万9千円 1,645万6千円 2,075万5千円	大阪繊維リソースセンターの府所有部分が泉大津市に売却され、平成24年10月末をもって引き渡されることに伴い、同センターに設置している文化財収蔵庫にかかる同年11月以降の賃借料を計上する。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	動産買入れの件（CAD・CAMレーザー加工機）	府立西野田工科高等学校他3校において使用するCAD・CAMレーザー加工機 買入れ金額 1億5,936万9千円 買入れ先 関東物産株式会社

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府薬物の濫用の防止に関する条例制定の件	有害な薬物の濫用を防止するため、府内で現に濫用され、又は濫用されるおそれのある薬物を知事指定薬物に指定するとともに、それらに関する製造・販売等の禁止等について定める。 〔施行期日〕 公布の日ほか
2	大阪府附属機関条例等一部改正の件	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、これまで要綱等で設置していた協議会等を附属機関とするなど、所要の改正を行う。 ・大阪府消防広域化推進審議会 ほか144機関 〔改正する条例〕 ・大阪府立青少年海洋センター条例 ほか30条例 〔施行期日〕 公布の日

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（案）」の概要

条例制定の背景

- 違法ドラッグの販売店や使用者の増加に伴い、健康被害が多発するとともに、これが原因と思われる第三者の被害が発生し、大きな社会問題となっている。
 - 薬事法で指定薬物(※)制度を導入し、製造・販売等を禁止している(現在の指定薬物は73成分)。
しかしながら、指定後、すぐに新たな類似構造の物質(薬物)が流通し、規制が追いつかない。
(※)大麻、覚せい剤、麻薬等と同様に、中枢神経系に作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物で厚生労働大臣が指定するもの。
- 薬物の濫用を防止するための規制強化が必要。

条例の趣旨・基本的な施策

薬物が濫用され被害が深刻化している状況を踏まえ、大阪府が違法ドラッグをはじめとする有害な薬物の濫用を防止するため、必要な方策を定め、推進することにより、青少年をはじめとする府民の健康と第三者の安全や公序良俗を守り、健全な社会を実現するため条例を制定する。

《薬物の濫用防止に関する基本的な施策》

- 薬物濫用防止施策の推進を図るための体制整備（府と府警が連携・協力）
- 薬物の危険性に関する調査研究、薬物の試験検査に関する研究開発
- 府民への情報提供
- 薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動するための教育及び学習の推進に必要な措置
- 薬物濫用防止に関する施策推進のため、国・他府県等との連携

《薬物の濫用の規制》

- 知事指定薬物の指定
- 製造・販売等の禁止
- 立入調査
- 警告、販売中止等の命令、緊急時の勧告

条例の概要

(1) 薬物の定義

大麻、覚せい剤、麻薬等及びこれらと同様に、中枢神経系の興奮若しくは抑制、幻覚又は麻酔の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物(第三者の生命、身体、財産その他の権利を侵害し、又は公序良俗を害するおそれがある物を含む。)

(2) 知事指定薬物の指定

知事は、薬物のうち、府内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮若しくは抑制、幻覚又は麻酔の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有すると認められる物を知事指定薬物として指定する。指定にあたり、学識者で構成する大阪府薬物指定審査会の意見を聴くものとする。(緊急時を除く)

(3) 禁止行為

	知事指定薬物	指定薬物(薬事法)
製造・栽培	条例で禁止 (罰則あり)	法律で禁止
販売・授与		
販売・授与の目的で広告		条例で禁止 (罰則なし)
販売・授与の目的で貯蔵・陳列		
販売・授与の目的で所持 (薬事法指定薬物については、上記以外)		
使用する目的で所持		
使用		
使用場所を提供・あつせん		

(4) 立入調査

	知事指定薬物	指定薬物(薬事法)
知事部局の職員	条例で立入調査	法律で立入調査
警察職員	条例で立入調査	必要に応じて協力

(5) 警告、販売中止等の命令

禁止行為に違反した者に対し、警告を発し、それに従わない場合は、販売等の中止を命じることができる。

(6) 緊急時の勧告

府民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、指定する前に当該薬物等の製造等の中止を勧告し、その情報を公表する。

(7) 罰則

上記(3)禁止行為又は(5)販売中止等の命令に違反した場合、府職員又は警察職員の知事指定薬物に係る立入調査を拒んだ場合等に罰則を科す。

大阪府附属機関条例等の改正（概要）

総務部人事室人事課

■改正の理由

- 他の地方公共団体の住民訴訟や住民監査請求において、規則や要綱等に基づき設置している懇話会、協議会、委員会等の会議体（以下、「懇話会等」という。）について、実質的に地方自治法に定める附属機関であるにもかかわらず、条例で設置されていないとして違法と判断される事例が示されている。
- 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、実質的に附属機関とみなされる可能性がある懇話会等について、附属機関として位置付ける等、所要の改正を行う。

■改正の内容

(1) 大阪府附属機関条例を改正し、附属機関を新たに設置する。（第 2 条関係）

○新たに附属機関として位置付ける 131 機関を設置する。

- ・知事部局：116（うち公の施設の指定管理者選定委員会・評価委員会に係るもの 40）
- ・教育委員会：15（うち公の施設の指定管理者選定委員会・評価委員会に係るもの 8）

○大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の制定に伴い、同条例第 11 条に規定する事項の調査審議のため、大阪府薬物指定審査会を設置する。

○大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業競争力の強化に係る大阪府税条例の特例及びその手続きに関する条例の制定に伴い、同条例第 3 条及び第 7 条に規定する事項の審査のため、大阪府特区地域進出等事業計画認定審査会を設置する。

(2) 以下の条例において、指定管理者の選定や評価にあたり選定委員会や評価委員会の意見を聴く旨の規定を追加する。

- ・大阪府立青少年海洋センター条例、大阪府立国際会議場条例、大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例、大阪府立男女共同参画・青少年センター条例、大阪府社会福祉施設設置条例、大阪府立整肢学院条例、大阪府立稲スポーツセンター条例、大阪府立金剛コロニー条例、大阪府立救命救急センター条例、大阪府立労働センター条例、大阪府民の森条例、大阪府立金剛登山道駐車場条例、大阪府立花の文化園条例、大阪府中央卸売市場業務規程、大阪府駐車場条例、大阪府都市公園条例、大阪府港湾施設条例、大阪府営住宅条例、大阪府立体育会館条例、大阪府立臨海スポーツセンター条例、大阪府立漕艇センター条例、大阪府立門真スポーツセンター条例、大阪府立少年自然の家条例、大阪府立博物館条例、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例

(3) (2) のほか、附属機関条例の改正に伴い、以下の条例について所要の改正を行う。

- ・知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例、大阪府社会福祉審議会条例、大阪府食の安全安心推進条例、大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例、北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業施行規程

■施行期日 公布の日

■政策アセスメント・制度間調整

- ・部局間調整済 ・大阪府立高等職業技術専門校条例は、附属機関に係る改正以外の改正を伴うため、条例所管課において改正
- ・改正条例の施行規則の制定・改正

教育委員会所管の附属機関一覧

(1) 既存の附属機関

	附属機関の名称
1	大阪府学校教育審議会
2	大阪府スポーツ推進審議会
3	大阪府教科用図書選定審議会
4	大阪府社会教育委員会議
5	大阪府立図書館協議会
6	大阪府文化財保護審議会

(2) 新たに附属機関と位置付けるもの

	附属機関の名称
1	大阪府教育委員会評価審議会
2	大阪府教育振興基本計画審議会
3	大阪府進学指導特色校評価審議会
4	大阪府立学校腎検診判定審査会
5	大阪府立学校結核対策審議会
6	大阪府教員の資質向上審議会
7	大阪府立学校職員健康審査会
8	大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会
9	大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会
10	大阪府立少年自然の家指定管理者選定委員会
11	大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会
12	大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者選定委員会
13	大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会
14	大阪府立弥生文化博物館指定管理者選定委員会
15	大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会